三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮ノ洞一三九八の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区日向字ナバリヤ一三五五、字野竹ノホツ一三六九（次の図に示す部分に限る。）、字青岩一三七〇の一・一三七〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字作り平一四三六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県裾野市茶畑字吹嵐日向二一七四の二、二一七四の二三、字滝之沢二二二九の五から二二二九の九まで、二二二九の一四、二二三〇の一二、二二三〇の一三、二二三〇の二七、二二三〇の三一、二二三〇の三七、二二三〇の三八、二二三二の二〇、二二三二の二一、二二三二の二五、二二三二の三五から二二三二の三八まで、二二三二の四一、二二三二の四二、字前丸塚二一一八の一から二一一八の六まで、二一一八の七・二一一八の九・二一一八の一〇から二一一八の一三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二一一八の一四から二一一八の一六まで、字中見保二一六二の一、二一六二の一〇から二一六二の一二まで、二一六三の一、二一六三の四、二一六三の五、字大持場二一六四の一、二一六五の二、二一六五の三、二一六六の一、二一六六の二から二一六六の一〇まで（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、二一六六の一一から二一六六の一三まで、二一六七の一から二一六七の一〇まで、二一六七の一二から二一六七の一四まで、字天明塚二一六八の一、字北之沢二一六九の一・二一六九の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一六九の三、二一六九の六から二一六九の一一まで、二一七〇の二〇から二一七〇の二五まで、二一七〇の二六・二一七〇の二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一七〇の二八から二一七〇の三五まで、二一七〇の三六・二一七〇の三八・二一七〇の三九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二一七〇の三七、二一七〇の四〇から二一七〇の四八まで、二一七〇の五〇から二一七〇の五五まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字吹嵐日向二一七四の二二・二一七四の二三・字滝之沢二二二九の六から二二二九の九まで・二二三〇の一二・二二三〇の二一・二二三〇の三五・二二三〇の三八・二二三二の三五・二二三二の三八・二二三二の四二・字大持場二一六五の二・二一六七の二から二一六八の一・字北之沢二一六九の一・二一七〇の三四・二一七〇の三五・二一七〇の四〇（以上二十五筆について次の図に示す部分に限る。）、字中見保二一六二の一二、二一六三の四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び裾野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区日向字メウト石一七二〇の二・字ソウレ山一七二二の三・一七二二の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字メウト石一七二〇の二・字ソウレ山一七二二の三・一七二二の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県みよし市福谷町根浦二七の八二、二七の四二四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市木場町六九〇、九四一の二、九四三、九四四、九四五の二、九四七、九四八、九四九の二、九五三の二、九五七、九五九、九六四、又九六四、九六五の一、九六五の二、九七四、九七五、九八五、九八六の二、九八七から九九二まで、一〇〇九の二、一〇一〇の第一、一〇一〇の第二、一〇一一、一〇一二、一〇一六、一〇一七、一〇一九、一〇二〇、一〇八六の二、一〇八七、一〇八九の一、一〇八九の二、一一〇一のイ第二、一六二〇の一、一六二〇の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）